

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和7年5月1日（令和7年（行情）諮問第507号ないし同第510号）

答申日：令和8年9月11日（令和8年度（行情）答申第583号ないし同第586号）

事件名：「日米韓首脳会合及びワーキング・ランチ」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の一部開示決定に関する件

「日米韓首脳会合及びワーキング・ランチ」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

「日米韓首脳会合及びワーキング・ランチ」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の一部開示決定に関する件

「日米韓首脳会合及びワーキング・ランチ」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書4」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の3に掲げる各文書（以下、順に「文書2」ないし「文書57」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和7年1月24日付け情報公開第01936号ないし同第01938号及び同第01958号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分2」、「原処分1」、「原処分4」及び「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）及び（2）（略）

(3) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(4) 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 原処分1（令和7年（行情）諮問第507号）

ア 経緯

処分庁は、令和5年11月20日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書1の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特定（原文ママ）を行った後、相当の部分として1件の文書（文書2）を対象文書として特定し、開示とする決定を行い（令和6年1月19日付け情報公開第02165号）、更に、最終の決定として55件の文書（文書3ないし文書57）を特定し、4件の文書を開示、29件の文書を部分開示、22件の文書を不開示とする決定を行った（原処分1）。

これに対し、審査請求人は、令和7年1月30日付けで、原処分1の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

イ 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の3に掲げる文書3ないし文書57の56文書（原文ママ）である。

ウ 不開示とした部分について

(ア) 文書12ないし文書36及び文書57は、現在外務省が使用している公電システムの管理に係わる情報（発受時刻（原文ママ）、パターンコード、局課番号等）であり、公にすることにより、公電の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当し、不開示とした。

(イ) 文書6ないし文書8、文書9（4頁目10ないし11行目）、文書11、文書30ないし文書36（上記（ア）以外の不開示部分）、文書37ないし文書56及び文書57（4ないし14行目）は、公表しないことを前提とした関係国との協議に関する記述であって、公にすることにより、国の安全を害するおそれ、関係国との信頼関係が損なわれるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。

(ウ) 文書21（2頁目下から5行目）及び文書23（2頁目10行目、

29頁目「官邸予算：警護官客室」欄）は警備に関する情報であり、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号に該当し、不開示とした。

(エ) 文書22（2頁目「Address」欄携帯電話番号、メールアドレス、及び「Property Contact」欄氏名、4頁目左側署名欄）、文書23（16頁目「Sales Contact」欄氏名、「Hotel Contact」欄氏名及び「Client Contact」欄メールアドレス、24頁目署名欄氏名、25頁目「Contact」欄氏名、27頁目及び28頁目「Contact」欄氏名）、及び文書25（2頁目「Sales Contact」欄氏名、「Hotel Contact」欄氏名、及び「Client Contact」欄メールアドレス、10頁目左側署名欄、11頁目、13頁目及び14頁目「Contact」欄氏名）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであって、公表慣行があるものを除き、法5条1号に該当し、不開示とした。

(オ) 文書22（2頁目「Contact Information」欄電話番号及びメールアドレス、4頁目右側署名欄）、文書23（16頁目「Hotel Contact」欄電話番号及びメールアドレス、20頁目下から10ないし11行目電話番号及びメールアドレス、26頁目ないし28頁目「特定金融機関」欄電話番号、FAX番号、金融機関情報）、及び文書25（2頁目「Hotel Contact」欄電話番号及びメールアドレス、6頁目下から18ないし19行目電話番号及びメールアドレス、10頁目右側署名欄、12頁目、13頁目及び15頁目「特定金融機関」欄電話番号、FAX及び金融機関情報）は、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号に該当し、不開示とした。

(カ) 文書23（16頁目「Client Contact」欄電話番号）、文書25（2頁目「Client Contact」欄電話番号）、及び文書57（16頁目最終行）は、外務省が特定の業務のみで使用している非公表の直通番号であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号に該当し、不開示とした。

エ 審査請求人の主張について

審査請求人は、（略）③一部に対する不開示決定の取り消し、④特定されるべき文書に漏れがないか確認を求めると主張する。（略）③について、処分庁は、上記ウのとおり、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、法5条の各号に該当する部分を不開示としたものであり、審査請求人の主張には理由がない。④について、処分庁は、審査請求人が請求した内容に該当する行政文書を十分に

探索して特定しており、文書の特定に漏れはなく、審査請求人の主張には理由がない。

オ 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分1を維持することが妥当であると判断する。

(2) 原処分2（令和7年（行情）諮問第508号）

ア 経緯

処分庁は、令和5年9月7日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書2の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特定（原文ママ）を行った後、相当の部分として1件の文書（別紙の2に掲げる文書。以下「文書1」又は「先行開示文書」という。）を対象文書として特定し、部分開示とする決定を行い（令和5年11月6日付け情報公開第01630号）、更に、最終の決定として56件の文書（文書2ないし文書57）を特定し、5件の文書を開示、29件の文書を部分開示、22件の文書を不開示とする決定を行った（原処分2）。

これに対し、審査請求人は、令和7年1月30日付けで、原処分2の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

イ 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の3に掲げる文書2ないし文書57の57文書である（原文ママ）。

ウ 不開示とした部分について

上記（1）ウとおおむね同旨。

エ 審査請求人の主張について

上記（1）エと同旨。

オ 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分2を維持することが妥当であると判断する。

(3) 原処分3（令和7年（行情）諮問第509号）

ア 経緯

処分庁は、令和6年1月25日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書3の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特定（原文ママ）を行った後、相当の部分として1件の文書（文書3）を対象文書として特定し、開示とする決定を行い（令和6年3月5日付け情報公開第02485号）、更に、最終の決定として54件の文書（文書4ないし文書57）を特定し、3件の文書を開示、29件の文書を部分開示、22件の文書を不開示とする決定を行った（原処分3）。

これに対し、審査請求人は、令和7年1月30日付けで、原処分3の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

イ 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の3に掲げる文書4ないし文書57の55文書（原文ママ）である。

ウ 不開示とした部分について

上記（1）ウと同旨。

エ 審査請求人の主張について

上記（1）エと同旨。

オ 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分3を維持することが妥当であると判断する。

（4）原処分4（令和7年（行情）諮問第510号）

ア 経緯

処分庁は、令和6年4月18日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書4の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特定（原文ママ）を行った後、相当の部分として1件の文書（文書4）を対象文書として特定し、開示とする決定を行い（令和6年6月17日付け情報公開第00506号）、更に、最終の決定として53件の文書（文書5ないし文書57）を特定し、2件の文書を開示、29件の文書を部分開示、22件の文書を不開示とする決定を行った（原処分4）。

これに対し、審査請求人は、令和7年1月30日付けで、原処分4の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

イ 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の3に掲げる文書5ないし文書57の54文書（原文ママ）である。

ウ 不開示とした部分について

上記（1）ウと同旨。

エ 審査請求人の主張について

上記（1）エと同旨。

オ 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分4を維持することが妥当であると判断する。

2 補充理由説明書

- （1）別表2の番号1に掲げる部分には、我が国政府職員の非公表のメールアドレス及び携帯電話番号が記載されている。当該部分を公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連

絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示情報の適用条項に法5条6号を追加する。

- (2) 別表2の番号2に掲げる部分には、特定個人の署名が記載されている。当該部分を公にすることにより、特定個人の署名の筆跡を模倣され、悪用されるおそれがあるため、個人の権利利益を害するおそれがあることから、不開示情報の適用条項に法5条1号を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---|
| ① 令和7年5月1日 | 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第507号ないし同第510号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同年6月4日 | 審議（同上） |
| ④ 令和8年6月17日 | 諮問庁から補充理由説明書を収受（同上） |
| ⑤ 同年9月7日 | 令和7年（行情）諮問第507号ないし同第510号の併合、本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号ないし4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の再特定及び不開示部分の開示等を求めている。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、改めて検討した結果、別紙の4に掲げる部分については新たに開示することとするが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）につき、別表2に掲げる部分については、法5条1号及び6号を追加した上で、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、原処分の妥当性について検討する。

なお、原処分1、原処分3及び原処分4に係る開示決定等通知書において、公電（第5295号）が、文書31と文書36で2回記載されている点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、これらの開示決定等通知書において、文書31につき公電（第66346号）と記載すべきところを、誤って公電（第5295号）と記載した旨説明があった。

2 原処分の妥当性について

- (1) 当審査会において原処分2の本件行政文書開示請求書を確認したところ、「「日米韓首脳会合及びワーキング・ランチ」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て（ただし省庁ホームページに掲載されたものは除く）。」との記載及び添付資料から、本件各開示請求は、令和5年8月18日に米国キャンプ・デービッドで開催された日米韓首脳会合及びワーキング・ランチに関して作成又は取得された文書の開示を求めていると解される。
- (2) 本件対象文書のうち、別表1の番号2に掲げる文書については、漠然とした件名あるいは公電番号のみが記載され、どのような文書が含まれ、どの程度の分量（枚数）であるのかも明らかにされていない。また、別表1の番号2に掲げる文書のうち、一部の文書については部分開示されているものの、日付、発信公館、主管課、公電番号等のみが開示されているにすぎず、どのような文書が含まれているのかも明らかにされていない。さらに、文書38と文書57は同一文書であるにもかかわらず、文書38は全部不開示とされ、文書57では一部開示されている。また、全ての公電において我が国公務員の氏名・肩書まで不開示とされているが、その点に関する説明が全くなされていない。
- 以上からすると、そもそも処分庁は、原処分において、個々の不開示部分の検討を十分にしないままに処分を行ったのではないかといった疑問・疑念すら生じさせる。
- (3) 原処分は、別表1の番号2に掲げる文書が法5条3号に該当するとしており、開示決定等通知書の不開示理由一覧には、「公表しないことを前提とした関係国との協議に関する記述であって、公にすることにより、国の安全を害するおそれ、関係国との信頼関係が損なわれるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示とした」と記載されており、諮問庁もこれを妥当としている。
- しかしながら、法5条本文は、行政機関の長は、開示請求された文書に同条各号が規定する不開示情報が記録されている場合を除き、当該文書を開示しなければならない旨を定めている。原処分は、別表1の番号2に掲げる部分の全てが同条3号に該当するかどうか、情報内容に則した検討を行っておらず、当審査会として適切な判断をすることができないといわざるを得ない。
- (4) 以上を踏まえると、本件対象文書の特定の妥当性について論じるまでもなく、原処分における不開示部分のうち諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分を不開示とすることが相当であるとは認められず、本件対象文書に記載された情報に応じて個々に不開示情報該当性を精査・検討し、一貫性のある整理と説明をもって、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号ないし4号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分を不開示とすることが相当とは認められず、各文書に記載された情報に応じて個々に不開示情報該当性を精査・検討し、改めて開示決定等をすべきであると認められるので、取り消すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書 1

「日米韓首脳会合及びワーキング・ランチ」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開請求第01630号（2023-00299）で「追加的に開示決定等を行う予定」に該当するもの全て。（ただし省庁ホームページに掲載されたものは除く）。

(2) 本件請求文書 2

「日米韓首脳会合及びワーキング・ランチ」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て（ただし省庁ホームページに掲載されたものは除く）。【裏面を御参照下さい】

(3) 本件請求文書 3

「日米韓首脳会合及びワーキング・ランチ」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第02165号（2023-00416）で「追加的に開示決定等を行う予定」に該当するもの全て。（ただし省庁ホームページに掲載されたものは除く）。

(4) 本件請求文書 4

「日米韓首脳会合及びワーキング・ランチ」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第02485号（2023-00508）で「追加的に開示決定等を行う予定」に該当するもの全て（ただし省庁ホームページに掲載されたものは除く）。

2 先行開示文書

文書 1 日米韓首脳会合（共同記者会見：記録）（第72217号）

3 本件対象文書

文書 2 日米韓首脳会合 事前記者ブリーフ資料（令和5年8月）

文書 3 Japan-U.S.-ROK Summit Meeting August 2023

文書 4 岸田総理大臣 日米韓首脳会合出席（2023年8月14日）

文書 5 日米韓首脳会合共同記者会見

文書 6 日米韓首脳会合におけるやり取りに係る関連文書 1

文書 7 日米韓首脳会合

文書 8 ワーキングランチ

文書 9 日米韓首脳昼食会 社交話題集

文書 10 岸田総理大臣の米国訪問（日米韓首脳会合出席）（2023年8月19日）

文書 11 日米韓首脳会合におけるやり取りに係る関連文書 2

- 文書 1 2 日米韓首脳会合（中国外交部定例記者会見（8月15日））
（第6260号）
- 文書 1 3 日米韓協力（日米韓外相テレビ会談：外交部報道資料）（第4943号）
- 文書 1 4 日米韓協力（尹錫悦大統領訪米の結果：大統領室書面ブリーフィング）（第5003号）
- 文書 1 5 米国議会（日米韓首脳会合に対する米国議会の反応）（第4924号）
- 文書 1 6 日米韓協力（国務会議における日米韓首脳会合に関する大統領発言：大統領室報道官書面ブリーフィング）（第5047号）
- 文書 1 7 日米韓協力等（外交部定例ブリーフィング：8月22日）
（第5057号）
- 文書 1 8 日米韓協力（日米韓北核首席代表電話協議の結果：外交部報道資料）（第5085号）
- 文書 1 9 日米韓関係（日米韓首脳会合に対する有識者のコメント及び社説：環球時報報道及び社説）（第6512号）
- 文書 2 0 岸田総理大臣の日米韓首脳会合出席（現地情勢ブリーフィング）（9月12日送金）（第71980号）
- 文書 2 1 岸田総理大臣の日米韓首脳会合出席（総理宿舎留保）（第65408号）
- 文書 2 2 日米韓首脳会合（現地対応用宿舎：契約書の送付）（第4695号）
- 文書 2 3 岸田総理大臣の日米韓首脳会合出席（宿舎留保：りん請）
（第4724号）
- 文書 2 4 岸田総理大臣の日米韓首脳会合出席（総理宿舎留保：承認）
（第66309号）
- 文書 2 5 岸田総理大臣の日米韓首脳会合出席（総理宿舎留保：契約書の送付）（第4832号）
- 文書 2 6 日米韓首脳会合（現地対応用宿舎）（第67891号）
- 文書 2 7 岸田総理大臣の日米韓首脳会合出席（現地情勢ブリーフィング（確定額りん請））（第4928号）
- 文書 2 8 岸田総理大臣の北米訪問（現地情勢ブリーフィング）（第4768号）
- 文書 2 9 岸田総理大臣の日米韓首脳会合出席（現地情勢ブリーフィング）（承認）（第47329号）（審査会注. 第67329号の誤記であることを確認した。）
- 文書 3 0 電信（第4645号）
- 文書 3 1 電信（第5295号）

文書 3 2 電信（第 4 7 5 7 号）
文書 3 3 電信（第 4 7 6 1 号）
文書 3 4 電信（第 5 0 5 8 号）
文書 3 5 電信（第 5 1 2 0 号）
文書 3 6 電信（第 5 2 9 5 号）
文書 3 7 日米韓首脳会合におけるやり取りに係る関連情報 3
文書 3 8 日米韓首脳会合におけるやり取りに係る関連情報 4
文書 3 9 日米韓首脳会合におけるやり取りに係る関連情報 5
文書 4 0 日米韓首脳会合におけるやり取りに係る関連情報 6
文書 4 1 日米韓首脳会合におけるやり取りに係る関連情報 7
文書 4 2 日米韓首脳会合におけるやり取りに係る関連情報 8
文書 4 3 日米韓首脳会合におけるやり取りに係る関連情報 9
文書 4 4 日米韓首脳会合におけるやり取りに係る関連情報 1 0
文書 4 5 日米韓首脳会合におけるやり取りに係る関連情報 1 1
文書 4 6 日米韓首脳会合におけるやり取りに係る関連情報 1 2
文書 4 7 日米韓首脳会合におけるやり取りに係る関連情報 1 3
文書 4 8 日米韓首脳会合におけるやり取りに係る関連情報 1 4
文書 4 9 日米韓首脳会合におけるやり取りに係る関連情報 1 5
文書 5 0 日米韓首脳会合におけるやり取りに係る関連情報 1 6
文書 5 1 日米韓首脳会合におけるやり取りに係る関連情報 1 7
文書 5 2 日米韓首脳会合におけるやり取りに係る関連情報 1 8
文書 5 3 日米韓首脳会合におけるやり取りに係る関連情報 1 9
文書 5 4 日米韓首脳会合におけるやり取りに係る関連情報 2 0
文書 5 5 日米韓首脳会合におけるやり取りに係る関連情報 2 1
文書 5 6 日米韓首脳会合におけるやり取りに係る関連情報 2 2
文書 5 7 日米韓首脳会合（記録）（第 7 0 0 0 8 号）

4 諮問庁が新たに開示する部分

文書 9 全部

別表 1（原処分において処分庁が不開示とした部分及び理由並びに諮問庁が補充理由説明書で追加した不開示部分及び理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	文書 1 2 ないし文書 3 6、文書 5 7（発受時刻（原文ママ）、パターンコード、局課番号等）	現在外務省が使用している公電システムの管理に係わる情報であり、公にすることにより、公電の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 3 号 6 号
2	文書 6 ないし文書 8、文書 9（4 頁目 1 0 行目及び 1 1 行目）、文書 1 1、文書 3 0 ないし文書 3 6（番号 1 以外の不開示部分）、文書 3 7 ないし文書 5 6、文書 5 7（4 頁目ないし 1 4 頁目）	公表しないことを前提とした関係国との協議に関する記述であって、公にすることにより、国の安全を害するおそれ、関係国との信頼関係が損なわれるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 3 号
3	文書 2 1（2 頁目下から 5 行目）、文書 2 3（2 頁目 1 0 行目、2 9 頁目「官邸予算：警護官客室」欄）	警護に関する情報であり、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 4 号
4	文 書 2 2（2 頁目「Property Contact」欄氏名）、文書 2 3（1 6 頁目「Sales Contact」欄氏名、「Hotel Contact」欄氏名、2 4 頁目署名欄氏名、2 5 頁目「Contact」欄氏名、2 7 頁目及び 2 8 頁目「Contact」欄氏名）、文書 2 5（2 頁目「Sales	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであって、公表慣行があるものを除き、不開示とした。	法 5 条 1 号

	Contact」欄氏名及び「Hotel Contact」欄氏名、11頁目、13頁目及び14頁目「Contact」欄氏名)		
5	文書22(4頁目左側署名欄)及び文書25(10頁目左側署名欄)	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであって、公表慣行があるものを除き、不開示とした。	法5条1号
6	文書22(4頁目右側署名欄)、文書25(10頁目右側署名欄)	法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。 特定個人の署名の筆跡を模倣され、悪用されるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示とした。	法5条1号2号
7	文書22(2頁目「Contact Information」欄電話番号及びメールアドレス)、文書23(16頁目「Hotel Contact」欄電話番号及びメールアドレス、20頁目下から10行目及び11行目電話番号及びメールアドレス)、文書25(2頁目「Hotel Contact」欄電話番号及びメールアドレス、6頁目下から18行目及び19行目電話番号及びメールアドレス)	法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。	法5条2号
8	文書23(26頁目ないし28頁目「特定金融機関」欄電話番号、FAX番号、金融機関情報)、文書25	法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるた	法5条2号

	(12頁目、13頁目及び15頁目「特定金融機関」欄電話番号、FAX及び金融機関情報)	め、不開示とした。	
9	文書23(16頁目「Client Contact」欄電話番号)、文書25(2頁目「Client contact」欄電話番号)、文書57(16頁目最終行)	外務省が特定の業務のみで使用している非公表の直通番号であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法5条6号
10	文書22(2頁目「Address」欄携帯電話番号、メールアドレス)、文書23(16頁目「Client Contact」欄メールアドレス)、文書25(2頁目「Client Contact」欄メールアドレス)	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであって、公表慣行があるものを除き、不開示とした。 当該部分を公にすることにより、いたずらや偽計等に使 用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法5条1号、6号

※当審査会事務局にて整理した。

別表 2（諮問庁が補充理由説明書で不開示条項を追加した部分）

番号	文書番号	頁	不開示箇所
1	文書 2 2	2 頁目	「Address」 欄携帯電話番号、メールアドレス
	文書 2 3	1 6 頁目	「Client Contact」 欄メールアドレス
	文書 2 5	2 頁目	「Client Contact」 欄メールアドレス
2	文書 2 2	4 頁目	右側署名欄
	文書 2 5	1 0 頁目	右側署名欄